

景品の換金行為と「三店方式」について

- 1 景品の換金が行われる背景と法令の規定について
- 2 「三店方式」の歴史について
- 3 「三店方式」を構成する3つの要素について
- 4 「三店方式」に関する行政の見解について
- 5 「三店方式」に関する裁判所の見解について
- 6 「三店方式」とパチンコ店の営業について

1 景品の換金が行われる背景と法令の規定について

パチンコは、遊技客が、遊技機で遊技した結果獲得した玉・メダルの数に応じた景品を、パチンコホール業者から提供される遊技ですが、遊技客にとっては、提供された景品が不必要な物であったり、必要なものであっても同じような景品を大量に提供されるようなことまでは期待していません。

そこで、遊技客にとって不必要な景品を遊技客から買取る営業を行う者が自然発生的に生まれてきます。遊技客も、不必要な景品を大量に提供されるよりも、それらを現金に換えることを望むようになります。これは「金券ショップ」等で例えば、ある企業の株主がその企業から大量の同種の株主優待券を取得した場合に、必要以上の株主優待券を売却して現金に換えようとする行為に似ています。

しかし一方、パチンコは、射幸心をそそる遊技ではあるものの、あくまで娯楽でありギャンブルではありません。

そこで、パチンコ営業に関する法律（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）その他の法令は、「パチンコホール業者は、遊技客に対し現金又は有価証券を提供してはならない」と規定し、パチンコがギャンブルにならないように規制しています。さらに、その規定の実効性を担保するために、それらの法令は、「パチンコホール業者は、客に提供した景品を買取ってはならない」「パチンコホール業者は、第三者をして、客に提供した景品を買取らせてはならない」という規定を置いています。

2 「三店方式」の歴史について

必要以上の景品を現金に換えたいという遊技客の望みと、パチンコがギャンブルにならないように規制しようとする法令の趣旨とを、同時に実現させようとするのが、これから述べる「三店方式」という仕組みです。

まず、「三店方式」は、パチンコ営業に関する法律その他の法令に規定されているものではありません。あくまでも、遊技客の望みと法令の趣旨を同時に実現しようとして自然発生的に生まれてきたものです。世の中には、自然発生的に生まれてきたものが、時間の経過とともに、仕組みとして、制度として、次第に固定化し根付いていくものがあります。パチンコ営業における「三店方式」もその一つです。

さらに、「三店方式」を仕組みとして固定化し根付かせるうえに、間接的ではあれ大きな役割を果たしたのが他ならぬパチンコ営業を行政として主管している警察そのものです。日本の警察制度のもとでの地方警察の一つである大阪府警察本部は、1961年、大阪地域で生まれはじめていた仕組みを、パチンコ営業に関する法令の趣旨に反しないものと認めました。大阪府警察本部は、暴力団その他の反社会的集団がこの仕組みを利用して不当・不正な利益を得ないようにするとの目的もあって、パチンコホール営業者の同業者組合をとおした間接的な形ではあれ、この仕組みの成立に積極的な関与を行いました。

3 「三店方式」を構成する3つの要素について

この大阪地域で生まれた仕組みが「三店方式」の原型ですが、そもそも「三店方式」が自然発生的に生まれたものであるだけに、現に日本の全国で実施されている「三店方式」も、地域によって少なからず相違点があります。しかし、「三店方式」を構成する要素としては、次の3つの点が共通して挙げられています。

第1の要素は、3つの「店」が独立しているということです。3つの「店」とは、パチンコホール営業者、景品問屋、そして景品交換所のことをいいますが、この3つの「店」が、人的にも資本的にも関係がなく完全に独立しているということです。

この点は、仮に、パチンコホール営業者が景品交換所を実質的に運営していたり、支配している場合には、パチンコホール営業者が遊技客に提供した景品を買取ることと実質的には違いがなくなり、法令の趣旨に反することとなりますので、とりわけ重要な要素です。

第2の要素は、景品交換所で現金に換えることのできる景品、すなわち換金性のある景品は、パチンコホール営業者が遊技客に提供する他の景品と同じように、市場流通性と一定の市場価値を持っているということです。

そもそも「三店方式」として固定化し根付くこととなるこの仕組みは、不必要な景品を大量に提供されるよりも、それらを現金に換えることを望む遊技客の存在から始まったわけですから、当初は、遊技客が現に取得したタバコなどを買取って現金に換えていました。

しかし、仕組みとしての「三店方式」が成立する過程で、景品交換所で現金に換えることのできる特別の景品が一般的に使用されるようになりました。

ところが、この特別の景品が、パチンコホール業者が提供する他の景品と同じように市場流通性と一定の市場価値を持っていない場合には、パチンコホール業者は、景品交換所で現金に換えることにしか使用できない景品を遊技客に提供しているとの評価を受けかねません。そのような評価を受ける場合には、パチンコホール業者は、景品交換所の買取り行為に実質的に関与しているとされ、法令の趣旨に反することになってしまいます。

第3の要素は、景品交換所で買取られた景品が、その景品を提供したパチンコホールに再びそのままの状態直接戻ってこないということです。

この点、仮にそうでなければ、パチンコホールと景品交換所との間を特定の同一の景品が行き来していることになってしまいます。そうなりますと、結果として、パチンコホール業者は、景品交換所の買取り行為に実質的に関与していると評価されかねず、法令の趣旨に反することになります。

4 「三店方式」に関する行政の見解について

日本の警察制度のもとでの中央警察であり、かつ、パチンコ営業を行政として主管する警察庁は、「三店方式」そのものについてはありませんが、「三店方式」に基づいて現に行われている換金行為に言及した書面(自由民主党所属の国会議員で構成される「国際観光としてのカジノを考える議員連盟」の質問に対する2003年6月25日付回答)において、「パチンコホール業者が客に提供した景品を買取することは禁止されているが、第三者が客から景品を買取することを禁止しているわけではない。したがって、現在行われている換金行為のうち、パチンコホール業者と関係のない第三者が客から景品を買取する行為は、直ちに違法となるものではない」との趣旨を述べています。

このように、警察庁の見解は、「三店方式」に基づいて現に行われている換金行為については違法ではないというものです。一方、「三店方式」に基づかない換金行為、例えば、「三店方式」の要素の一つである「3つの『店』の独立性」が維持されていないなかでの換金行為については、法令に反するものとして摘発の対象となっています。

5 「三店方式」に関する裁判所の見解について

「三店方式」は、パチンコに関する法律その他の法令に規定されているものではありません。一方、パチンコに関する法律その他の法令は、「三店方式」を違法とはしていません。さらに、景品問屋又は景品交換所が現に行っている行為は、一般の経済的取引行為として規制の対象になっていません。

これらの点について、司法機関である裁判所の見解は必ずしも明らかではありません。しかし、古い裁判例ですが、1968年になされた福岡高等裁判所の判決は、「条例（法令）は、自己の遊技場（パチンコホール）において客に提供した賞品（景品）を買取ったり、買取らせたりすることを禁じているものと解するのが相当である」との趣旨を述べています。この判決は、「三店方式」を構成する3つの要素のうち第3の要素である、「景品交換所で買取られた景品が、その景品を提供したパチンコホールに再びそのままの状態直接戻ってこないということ」について実質的に検討し、この第3の要素に該当する行為については、少なくとも法令に反しないとしているといえます。

6 「三店方式」とパチンコ店の営業について

パチンコホール営業を事業として行っているパチンコ店は、「三店方式」における他の2つの「店」、景品問屋又は景品交換所と一切の人的・資本的関係を持っておりません。

パチンコ店が遊技客に提供する景品は、市場流通性と一定の市場価値を持っています。

パチンコ店が遊技客に提供した景品のうち景品交換所で買取られた景品は、その景品を提供したパチンコ店に再びそのままの状態直接戻ってきていません。

パチンコ店は、「三店方式」に則った営業を厳格に維持・継続しており、これまでの長期間にわたるパチンコホール営業において、現に行われている換金行為に関連して、所管する警察からの指摘を受けたことが一切ありません。

さらに、パチンコ店は、景品問屋に対し、又は景品問屋をとおして景品交換所に対し、同じように「三店方式」に則った営業を厳格に維持・継続すること、及び暴力団その他の反社会的集団と一切の関係を持たないことを要求しています。